



## 照 度 測 定 方 法

JIS C 7612 -1985

(2006 確認)

昭和 60 年 11 月 1 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

---

主務大臣：通商産業大臣 制定：昭和 43.5.1 改正：昭和 60.11.1 確認：平成 13.2.20

官報公示：平成 13.2.20

原案作成協力者：社団法人 照明学会

審議部会：日本工業標準調査会 電気部会（部長 中西 邦雄）

この規格についての意見又は質問は、経済産業省 産業技術環境局標準課 情報電気標準化推進室（〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1 丁目3-1）へ連絡してください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 照度測定方法

C 7612 -1985

(2001 確認)

Illuminance Measurements for Lighting Installations

1. 適用範囲 この規格は、主として人工照明の照度を測定する場合の一般的方法について規定する。

なお、昼光照明の照度測定にも準用する。

2. 用語の意味 この規格で用いる主な用語の意味は、JIS C 1609(照度計)及びJIS Z 8113(照明用語)による。

3. 照度測定の目的 この規格に定める照度測定の目的は、主として次のようなものとする。

- (1) 照度が定められた規格又は基準に適合しているかどうかの基礎データを得るため。
- (2) 照度が設計条件に適合しているかどうかの基礎データを得るため。
- (3) 照度の経時変化を求め、照明の保守・改善に必要なデータを得るため。
- (4) 各施設における照度を比較するため。

#### 4. 照度計

4.1 照度計の選択 照度測定の重要度及び照度値に応じ、必要とする精度を満足する性能をもつ照度計を使用する。重要な照度測定には、JIS C 1609に規定するAA級を使用すること。

備考 取引き又は証明を目的とする照度測定に光電池式指針型照度計を使用する場合は、計量法に定める検定に合格し、有効期間内の照度計を用いなければならない。

4.2 照度計の特性の把握 照度測定の精度を維持するためには、照度計の次の特性値を把握し正しく使用しなければならない。

- |            |               |              |
|------------|---------------|--------------|
| (1) 確度     | (2) 斜入射光特性    | (3) 相対分光感度特性 |
| (4) 表示部の特性 | (5) 疲労特性      | (6) 温度特性     |
| (7) 濡度特性   | (8) 断続光に対する特性 |              |

これらの特性及び試験方法についてはJIS C 1609の規定による。

#### 5. 測定における一般的な事項

5.1 測定前に確認すべき事項 測定を行う前に照度測定の目的を把握し、6.1の方法により測定点を決め、次の各事項を確認する。

- (1) 電源の状態及び点灯の状態。
- (2) 光源の形式及び大きさ、必要に応じ初点灯以来の点灯延べ時間。
- (3) 照明器具の状態。
- (4) 光源の照明器具への取付け状態及び点灯の状態。
- (5) 環境条件。

5.2 測定時の注意事項 照度を測定するに当たっては、次の事項に注意しなければならない。

- (1) 測定開始前、原則として電球は5分間、放電灯は30分間点灯しておくこと。
- (2) 電源電圧を測定する場合は、なるべく照明器具に近い位置で測定すること。
- (3) 照度計受光部の測定基準面を、照度を測定しようとする面にできるだけ一致させ、かつ、受光部の受光面の中央を通り測定基準面に垂直な直線が測定基準面に交わる点を、照度を測定しようとする点に一致させ